

貨物自動車運送事業法施行規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則及び関係通達の一部改正について

国土交通省自動車局

昨年12月に成立した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化に関する省令及び通達が8月1日に公布されました。

主な内容として、事業許可基準や事業者の遵守義務の明確化と、事業計画の変更の際の審査の拡充として、『事業計画における営業所に配置する車両数の変更について』法に定める認可基準に適合しないおそれがある場合は現在の事前届出制から認可の対象とする、『営業所の新設等事業規模の拡大となる事業計画の変更認可申請』については法令遵守の状況に関する審査事項を拡大する等です。

今後のスケジュールとして、令和元年11月1日に施行されます。

【主な変更内容抜粋】

国自貨第 80 号

平成15年2月14日

一部改正：令和元年8月1日

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

- 1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可
 - (1) 営業所
 - ・借入れの場合は概ね契約期間が二年以上の賃貸借契約が必要(旧：一年以上)
 - ・営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであることを確認することとする。(新設)
 - ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。(新設)
 - (4) 車庫
 - ・事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。(新設)
 - ・申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は事後的に、事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の提出を求めること。(新設)

(5) 休憩・睡眠施設

- ・休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。(新設)
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。(新設)

(7) 点検及び整備管理体制 (新設)

- ・点検及び整備管理体制を記載した書類
- ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。
- ・整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実にを行うよう指導すること。

(9) 法令遵守

- ・申請日前6ヶ月(悪質な違反については1年)の起算日は、その処分期間終了後とする。(旧：3ヶ月・6ヶ月)
- ・業務を執行する役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。(旧：常勤の役員)

(10) 損害賠償能力

- ・加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が二百万円以上であるものとする。(旧：無制限)

4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(6) 法令遵守

- ・事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設(増設に限る。)、事業用自動車の増車(「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号。以下「局長通達」という。))自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。(追加)
- ・確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。(新設)